4 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

- (1) 制度の名称 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
- (2) 制度の種類 その他
- (3) 制度の概要
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。
 - 支援の内容の概要は次のとおりです。
 - ① 返済金の払込みの据置:1~3年間
 - ② 据置期間中の金利の引き下げ: O. 5~1. 5%減
 - ③ 返済期間の延長:1~3年
 - ・支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り 災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談下 さい。

(4) 活用できる方

- ・以下のいずれかに該当する事業者が対象です。
 - ① 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方。
 - ② 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方。
 - ③ 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方。
- (5) 問合せ先

独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

※IP 電話などで利用いただけない場合 (048—615-0420)